

# 「共謀罪」法案国会提出

## 「準備行為」の定義曖昧

政府は計画段階での処罰を可能とする「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案を二十一日に閣議決定し、国会に提出した。法案では、処罰対象となる団体や合意の方法、処罰の前提となる「準備行為」の定

義がいずれも曖昧で、捜査機関の裁量で、テロと関係のない市民団体などにも適用され、日常的な行為が準備行為と認定される恐れがある。実行後の処罰を原則としてきた刑法体系は大きく変わる。●関連①②面、対

象となる「テロ」の罪②面  
共謀罪は、組織的犯罪集団の活動として、二人以上で犯罪の実行を計画し、そのうちの一人でも物品の手配など準備行為をした場合、全員が処罰される。実際に犯罪を実行していなく

### 「共謀罪」規定のポイント

- 適用対象はテロリズム集団などの組織的犯罪集団
- 対象犯罪は277
- 現場の下見などの準備行為が構成要件
- 実行前に自首した場合は刑を減免
- 組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰

ても、犯罪への合意を処罰するため、捜査では外部からは分からない内心を調べることになる。憲法で保障された思想・良心の自由を侵す懸念があると三言われ、

### 「共謀罪」対象犯罪の内訳 (計277)

- ① テロの実行 (110)
  - 組織的な殺人、ハイジャック、流通食品への毒物混入
- ② 薬物 (29)
  - 覚醒剤や大麻などの輸出入・譲渡
- ③ 人身に関する搾取 (23)
  - 人身売買、強制労働、児童買春のあっせん
- ④ その他資金源 (101)
  - 通貨偽造、組織的な詐欺、犯罪収益の隠匿
- ⑤ 司法妨害 (9)
  - 偽証、逃走援助

※政府の分類による

これまで三回、法案が国会に提出されたが廃案となった。今回、新設を目指すのは「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行

準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」を処罰する罪。政府は「テロ等準備罪」と呼ぶが、処罰すべき犯罪の核となるのは、犯罪の計画や合意で、これまでの共謀

罪と本質的に変わらない。適用対象となる組織的犯罪集団は、条文では例として「テロリズム集団」を挙げるが、言葉の定義はされていない。「その他」の文言もあるため曖昧だ。政府統一見解では、普通の団体でも、目的が犯罪の実行に変われば認定される可能性がある。犯罪の合意は、対面以外にも電話やメール、無料通信アプリ「LINE(ライン)」で成立することを、政府は認めている。

# 首相答弁矛盾と誇張

## 共謀罪法案 国会提出

国会では、犯罪を計画した段階から処罰対象とする「共謀罪」を巡る議論が続いている。政府は二十一日、共謀罪と同じ趣旨の「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を国会提出し、早期に成立させる構えだ。しかし、政府のこれまでの答弁を聞く限り、矛盾や説明不足があるのは否めない。安倍晋三首相の象徴的な答弁について、信ぴよ性を確かめるフットチェックの手法で検証した。

### 五輪開催 できないう？

首相は今国会が始まって間もない一月二十三日の衆院本会議で、国際組織犯罪防止条約を日本が締結するために「共謀罪」法案が不可欠とした上で「条約を締結できなければ、二〇二〇年東京五輪・パラリンピックを開けない」と言っても過

言ではない」と述べた。条約を締結すれば、世界各国と国際犯罪に関する情報交換や捜査共助がスムーズになる。首相は、五輪開催国としてテロに万全の態勢を整える政府の姿勢を訴えたかったとみられる。だが、条約は違法薬物や人身売買などの国際的な犯罪の取り締まりが目的で、テロ防止に主眼を置いていない。五輪の開催条件にも条約締結は含まれない。



### 安倍首相の「共謀罪」法案を巡る主な国会答弁を「ファクトチェック」

- 国際組織犯罪防止条約を締結できなければ、東京五輪・パラリンピックを開けないと言っても過言ではない** (1月23日の衆院本会議)
- 条約締結が五輪の開催条件ではない**
- 「共謀罪」と呼ぶのは全くの誤りだ** (1月25日の参院本会議)
- 犯罪計画を話しかねない本質部分が不変**
- 一般の方々も「組織」的犯罪集団にあり得ると説明**
- 一般の方々もテロ等準備罪の対象となることはあり得ない** (1月25日の参院本会議)
- 「共謀罪」と呼ぶのは全くの誤りだ**
- 「組織」的犯罪集団にあり得ると説明**

### 「共謀罪」の「犯罪主体」の断念

首相は「テロ等準備罪について、①現場の下見などの準備行為がないと犯罪にならない②犯罪主体を単なる「団体」から「組織的犯罪集団」に限定する」という要件を追加したことで、過去の共謀罪とは全く異なる」と説明する。

首相は一月二十五日の参院本会議で「共謀罪」と呼ぶのは全くの誤りだ」と強調。「共謀罪」と呼ばれることに抵抗を示した。だが、テロ等準備罪も犯罪集団のうち一人でも準備行為を行えば「他の人を含めて一網打尽にできる」(首相)仕組み。他の人は犯罪計画を話し合っただけで罪に問われる。「誤り」と断言する首相に対し、野党は「本質は共謀罪のまま

### 一般人は「対象外」?

首相は、犯罪主体を「組織的犯罪集団」に限定したことで「一般の方々を対象となることはあり得ない」とも強調した。

首相は「これまでの審議で「組織的犯罪集団」の定義は不明確なままだ。首相は地下鉄サリン事件を起したオウム真理教を例に「当初は宗教法人として認められた団体だったが、犯罪集団に一旦変化した」と指摘。普通の団体であっても「犯罪を遂行する団体」に変わったと認定されれば、対象になる恐れがあることを認め、近は断定的な発言をしないよう注意している。

## 与党「今国会中に成立」 野党「審議入り断念を」

「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案について、政府・与党は今国会での成立を目指す。だが、野党側は審議入りに反対する構え。七月二日投票の東京選挙区をめぐり、六月十八日までの会期の延長は難しく、政府・与党の思惑通り審議が進むとは限らない。

自民党の二階俊博幹事長は二十一日の記者会見で「今国会で審議できない日は



### 「排除したい集団対象に」

共謀罪に反対する集会在二十一日、東京・永田町の参院議員会館で開かれた。出席者は「法案は市民団体に適用される危険性が強く残っている」として抗議の声を上げた。市民らでつくる「共謀罪創設に反対する百人委員会」主催。約百四十人が参加した。

刑事法制に詳しい岩村智文

### 参院議員会館で反対集会

弁護士は「法案にテロリズムの定義はない。政府が排除したい集団をテロリストと呼ぶ危険性がある」と懸念した。フリージャーナリスト岩田薫さんも登壇し、名譽毀損容疑で捜査機関の自宅捜索を受けた経験などを明かした。「北陸新幹線建設に反対する運動をやっている、家宅捜索では運動のメンバーの名簿なども全部持っていかれた。共謀罪が成立すれば、反対住民を弾圧するのにこれほど便利なものはない」と危惧した。

程ではない。成立を目指すのは当然だ」と意欲を強調。公明党の山口那津男代表明記者会見で「成立を目指す」と明言した。

法案を審議する衆院法務委員会に先立、債権関係の規定を改める民法改正案と裁判所法改正案を審議予定で、政府・与党は組織犯罪処罰法改正案は四月中旬に審議入りさせる意向。

しかし、民進党の山井和

則国対委員長は「審議入りの断念を求め、今国会での成立を阻止するために戦う」と強調。共産、社民もこの声がある。

政府は二十一日、安倍晋三首相が欧州歴訪中を不在の中、閣議を開き「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案を決定した。同法案は今国会の最重要法案の一つに位置付け

内閣府官室によると、通常の閣議では、法案など明を記した閣議録に、閣議決定した」と強調した。

首相不在の閣議決定に、民進党の大串博志政調会長は記者会見で「いかなものか」と指摘。社民党の又市征治幹事長も「軽く考えている」と批判した。

菅義偉官房長官は記者会見で「首相にもしっかり説明をして、了解を得た上で閣議決定した」と強調した。

### 欧州歴訪：首相不在の閣議

政府は二十一日、安倍晋三首相が欧州歴訪中を不在の中、閣議を開き「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案を決定した。同法案は今国会の最重要法案の一つに位置付け

内閣府官室によると、通常の閣議では、法案など明を記した閣議録に、閣議決定した」と強調した。

首相不在の閣議決定に、民進党の大串博志政調会長は記者会見で「いかなものか」と指摘。社民党の又市征治幹事長も「軽く考えている」と批判した。

菅義偉官房長官は記者会見で「首相にもしっかり説明をして、了解を得た上で閣議決定した」と強調した。

# 共謀罪「恣意的捜査も」

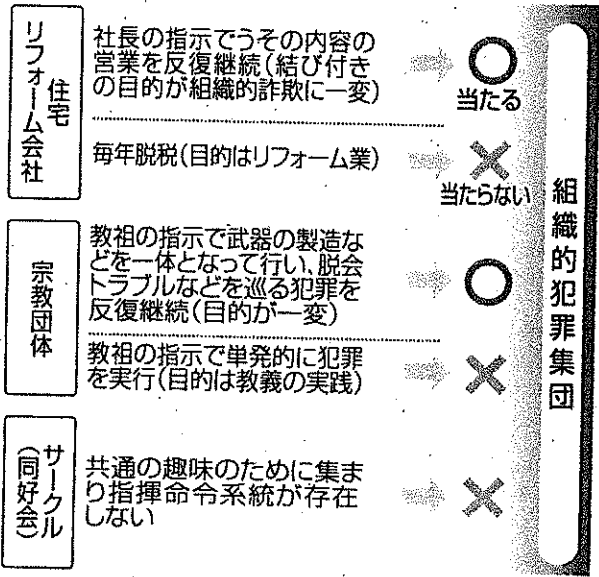
## 乱用防ぐ仕組み求める声

普通の市民団体に適用されないのか。政府が「一日に閣議決定し、国会に提出した組織犯罪処罰法改正案は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の新設が柱だ。政府は「一般市民は対象にならない」と明言するが、野党や日弁連は「捜査機関による恣意的な運用が起り得る」と懸念を強めている。●面参照

政府が二〇三―〇五年に三度提出した改正案は、適用対象を「団体」と規定。犯罪集団との線引きが曖昧だったため乱用の恐れが指摘され、いずれも廃案になった。今回の改正案は対象を「組織的犯罪集団」に変え犯罪の実行を目的にメンバ

ーが結び付いているとの要件を明記。現場の下見などの「準備行為」も構成要件に加えた。法務省幹部は「裁判所のチェックもあり、恣意的な捜査はできない」と強調する。ただ、犯罪の常習性や反復継続性の要件はなく、日弁連は「適法な団体が違法行為を計画した時点で組織的犯罪集団になったと解釈できる余地を残して

### 「組織的犯罪集団」認定のイメージ



いる」と懸念。法務省は「正当な団体でも目的が一変した場合は処罰の対象になる」との見解を明らかにし、「一変」したと認定される具体例を示した。

それによると、住宅リフォーム会社が社長の指示で詐欺を続けるようになった場合は組織的犯罪集団に該当。大学などのサークル(同

好会)は、一般的に共通の趣味のために集まっており、指揮命令が存在しない」ので当たらないとした。

一方で野党からは、米軍基地への反対運動が組織的威力業務妨害罪の「共謀」とされかねないとの指摘が出ている。

自民党法務部会の小委員会が〇七年にまとめた修正

案には「憲法の保障する権利や、労働組合その他の団体の正当な活動を制限してはならない」との留意事項が明記されていた。小委員

会の事務局長を務めていた早川忠孝・元自民党衆議院議員は「捜査権の乱用を防ぐ仕組みを担保しないとけない。留意事項は条文に明記すべきだ」と話した。